

文京区シルバーピア条例等の一部を改正する条例

1 改正のあらまし

- (1) シルバーピア、区営住宅及び障害者住宅の入居に係る連帯保証人の規定を廃止する。
(2) その他、規定の整備を行う

2 新旧対照表

文京区シルバーピア条例（平成九年条例第二十四号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条から第十条まで（略） （使用許可等）</p> <p>第十一条 区長は、使用予定者について第五条に規定する資格を審査し、当該資格を有するものに対し、区長が指定する日までに次に掲げる手続を行わせるものとする。</p> <p>一 規則で定める請書を提出すること。</p> <p>二（略）</p> <p>2～3（略） <u>（削除）</u></p> <p><u>4</u> 区長は、正当な理由がなく第一項又は前項の規定により区長が指定する日までに第一項各号に掲げる手続を行わない者に対し、使用予定者の決定を取り消すことができる。</p> <p><u>5</u> 区長は、第二項の規定により許可をしたときは、使用予定者に対し、当該許可をした旨及び入居可能日を通知する。</p> <p><u>6</u> 使用者は、入居可能日から十五日以内に使用を開始しなければならない。ただし、区長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第十二条から第三十三条まで（略） （住宅の明渡し請求）</p> <p>第三十四条（略）</p>	<p>第一条から第十条まで（略） （使用許可等）</p> <p>第十一条 区長は、使用予定者について第五条に規定する資格を審査し、当該資格を有するものに対し、区長が指定する日までに次に掲げる手続を行わせるものとする。</p> <p>一 規則で定める資格を有する連帯保証人が<u>連署した</u>請書を提出すること。</p> <p>二（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p><u>4</u> 区長は、特別の事情があると認められた者に対し、<u>第一項第一号の規定による連帯保証人の連署を必要としないことができる。</u></p> <p><u>5</u> 区長は、正当な理由がなく第一項又は第三項の規定により区長が指定する日までに第一項各号に掲げる手続を行わない者に対し、使用予定者の決定を取り消すことができる。</p> <p><u>6</u> 区長は、第二項の規定により許可をしたときは、使用予定者に対し、当該許可をした旨及び入居可能日を通知する。</p> <p><u>7</u> 使用者は、入居可能日から十五日以内に使用を開始しなければならない。ただし、区長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第十二条から第三十三条まで（略） （住宅の明渡し請求）</p> <p>第三十四条（略）</p>

2 (略)

3 区長は、第一項第一号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃とそれまでに支払を受けた使用料との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該シルバーピアの明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の二倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。

4～6 (略)

以下 (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の文京区シルバーピア条例（以下「新条例」という。）第十一条第一項第一号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第四条第一項の規定による使用の許可を受ける者に適用する。

3 施行日前に提出された請書のうち、新条例第四条第一項の規定による使用の許可に係るものについては、新条例第十一条第一項の規定により提出された請書とみなす。

2 (略)

3 区長は、第一項第一号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃とそれまでに支払を受けた使用料との差額に年五パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該シルバーピアの明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の二倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。

4～6 (略)

以下 (略)

文京区営住宅条例（平成九年条例第二十五号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条から第八条まで（略） （使用許可）</p> <p>第九条 前二条の規定により区営住宅の使用予定者として決定された者は、区長が指定する日までに次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>一 規則で定める請書を提出すること。</p> <p>二（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>第十条から第三十六条まで（略） （住宅の明渡し請求）</p> <p>第三十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 区長は、第一項第一号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、<u>近傍同種の住宅の家賃とそれまでに支払を受けた使用料との差額に法定利率</u>による支払期後の利息を付した金銭を、請求の日の翌日から当該区営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の二倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>以下（略）</p> <p><u>付 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の文京区営住宅条例（以下「新条例」という。）第九条第一項第一号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行</u></p>	<p>第一条から第八条まで（略） （使用許可）</p> <p>第九条 前二条の規定により区営住宅の使用予定者として決定された者は、区長が指定する日までに次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>一 規則で定める<u>資格を有する連帯保証人の連署する請書を提出すること。ただし、区長が特別の事情があると認めた場合は、連帯保証人の連署を必要としない。</u></p> <p>二（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（住宅の明渡し請求）</p> <p>第三十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 区長は、第一項第一号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃とそれまでに支払を受けた使用料との差額に<u>年五パーセントの割合</u>による支払期後の利息を付した金銭を、請求の日の翌日から当該区営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の二倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>以下（略）</p>

目」という。)以後に新条例第四条第一項の規定による使用の許可を受ける者に適用する。

3 施行日前に提出された請書のうち、新条例第四条第一項の規定による使用の許可に係るものについては、新条例第九条第一項の規定により提出された請書とみなす。

文京区障害者住宅条例（平成十四年条例第三十二号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条から第八条まで（略） （使用許可等）</p> <p>第九条 区長は、使用予定者が、区長が指定する日までに次に掲げる手続を完了したときは、障害者住宅の使用を許可する。</p> <p>一 規則で定める請書を提出すること。</p> <p>二（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>第十条から第三十三条まで（略） （住宅の明渡し請求）</p> <p>第三十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 区長は、第一項第一号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃とそれまでに支払を受けた使用料との差額に<u>法定利率</u>による支払期日後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から障害者住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の二倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>以下（略）</p> <p><u>付 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の文京区障害者住宅条例（以下「新条例」という。）第九条第一項第一号の規定は、この条例の施行の日（以下「施</u></p>	<p>第一条から第八条まで（略） （使用許可等）</p> <p>第九条 区長は、使用予定者が、区長が指定する日までに次に掲げる手続を完了したときは、障害者住宅の使用を許可する。</p> <p>一 規則で定める<u>資格を有する連帯保証人が連署した請書を提出すること。ただし、区長が特別の事情があると認めた場合は、連帯保証人の連署を必要としない。</u></p> <p>二（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（住宅の明渡し請求）</p> <p>第三十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 区長は、第一項第一号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃とそれまでに支払を受けた使用料との差額に<u>年五パーセントの割合</u>による支払期日後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から障害者住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の二倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>以下（略）</p>

行日」という。)以後に新条例第六条第一項の
規定による使用の許可を受ける者に適用する。

3 施行日前に提出された請書のうち、新条例第
六条第一項の規定による使用の許可に係るも
のについては、新条例第九条第一項の規定によ
り提出された請書とみなす。